

# 徳山ダム建設事業に関する報告

平成17年10月11日

独立行政法人水資源機構 中部支社

## 目 次

．徳山ダムについての事業評価監視委員会のご意見	1
．工程管理	2 ~ 5
．事業費管理	6
．山林公有地化事業について	7 ~ 10
．樹林帯について	11 ~ 13
．貯水池管理用アクセスについて	14 ~ 15
．集団移転地文殊地区等について	16 ~ 21
．徳山ダム事業用地内の廃棄物について	22 ~ 23
．保安林の無許可伐採の復旧について	24 ~ 25
．再発防止に向けた機構の取組み	26 ~ 29
．揖斐川水源地域ビジョン策定会議について	30 ~ 35

# ・ 徳山ダムについての事業評価監視委員会のご意見

---

## 平成16年度第5回中部地方整備局事業評価監視委員会（平成17年3月30日） のご意見

徳山ダム建設事業の点検に関する報告及び水資源機構の対処方針について、事業実施過程の透明性の一層の向上と事業の適正な執行に努めるよう強く要請する。

文殊地区については、1日も早い問題解決に向けて、住民の方々にご了解いただけるよう努めていくこと。

なお、網代地区については、早期に宅地地盤と建物の状況等について調査を行い適切に対応すること。

今後は徳山ダムの早期完成に向け、最善の努力を図ること。

## 平成17年度中部地方整備局事業評価監視委員会現地視察（平成17年7月7日） のご意見

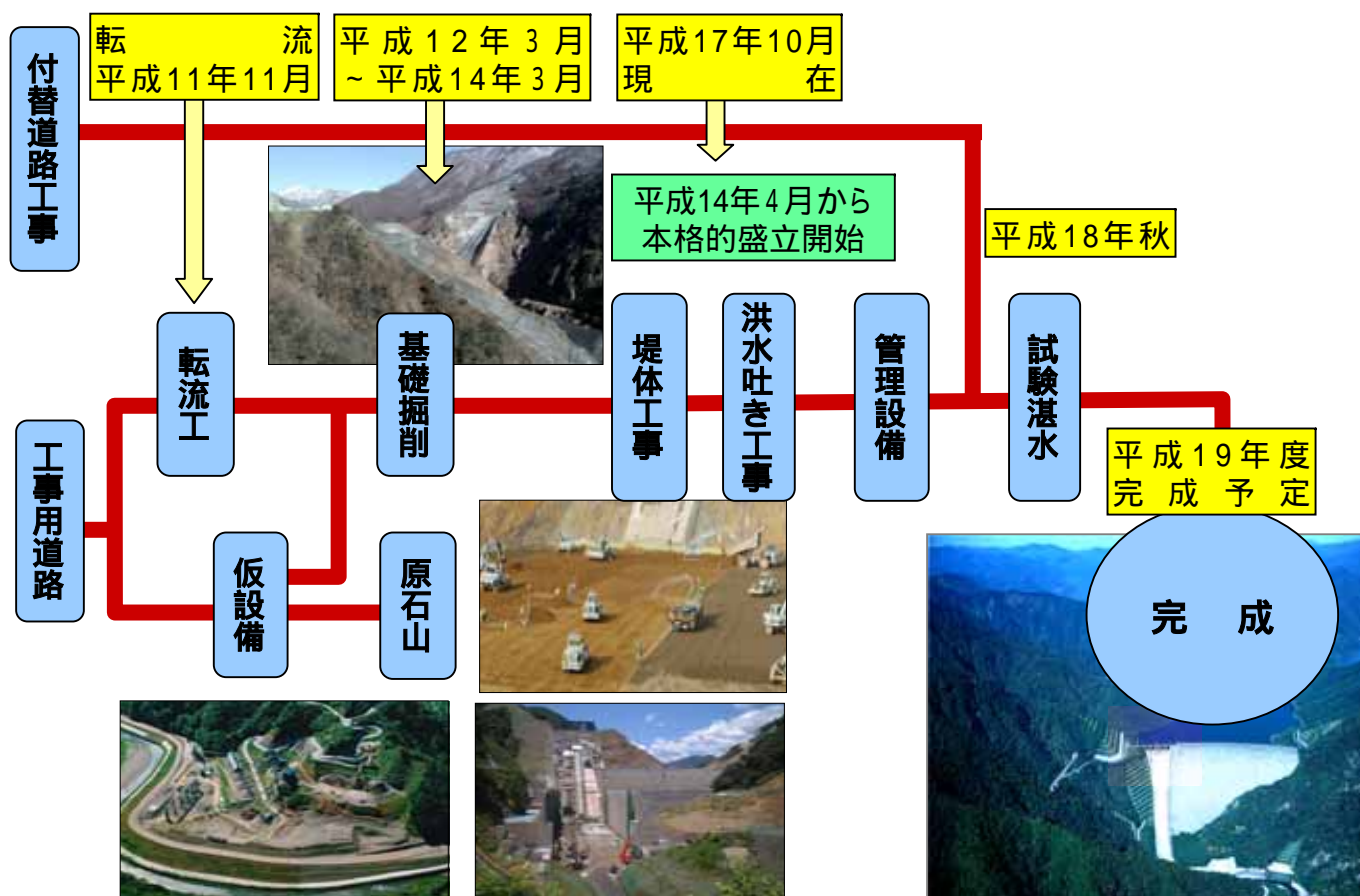
報道されているいろいろな問題（無許可伐採等）については、非常に危惧しており、今後、中部地方整備局、水機構、岐阜県、揖斐川町の関係される方々と山林公有地化を含めた事業をスムーズに進めるため、さらに努力を重ねること。

揖斐川流域の方々のために大きな犠牲を払った旧徳山村村民に対して、誠意を持って交渉にあたること。

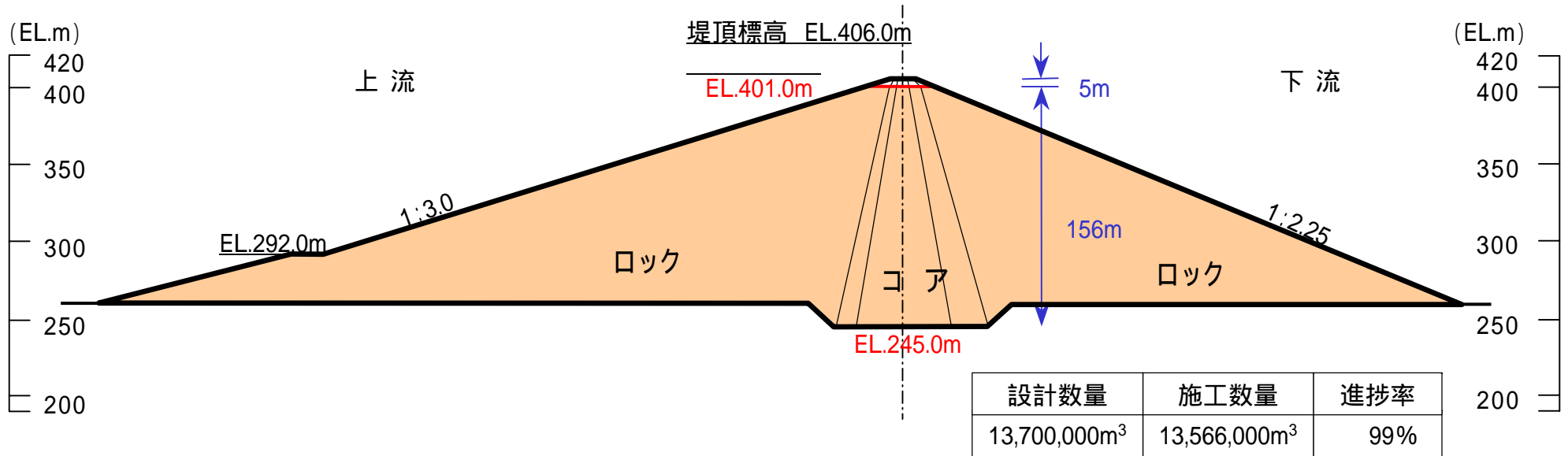
## . 工程管理

平成17年9月30日現在、

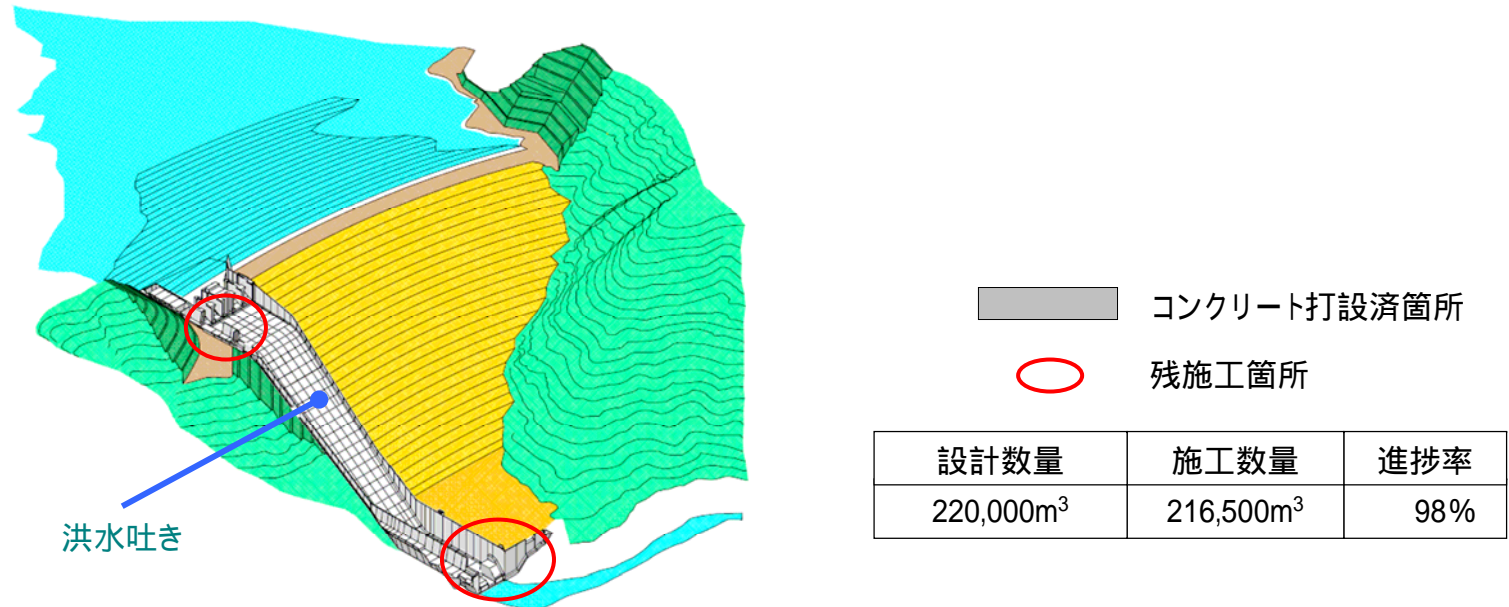
- ・堤体盛立の進捗率は99%で、今年の11月末までに盛立を概成する予定。
- ・洪水吐きコンクリート打設の進捗率は98%で、引き続き副ダム及び減勢工ウィング部を施工し、年内に概成する予定。
- ・付替道路工事については、残り12.5kmの全区間において工事を全面展開中であり、来年8月頃に概成する予定。  
なお、工事対象区間の7割を占めるトンネルについては、今月6日に全て貫通した。
- ・今後、平成18年秋から試験湛水を開始し、平成19年度完成の予定である。



# 堤体盛立状況（平成17年9月30日現在）



# 洪水吐きコンクリート打設状況（平成17年9月30日現在）



# 付替国道・県道工事進捗状況（平成17年9月30日現在）



# 主要工事工程表

工事種別		平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度									
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
堤体工事	基礎処理		■	■	■															
	盛立	コア・フィルタ	■	■	■															
		ロック	■	■	■															
	堤頂設備																			
洪水吐き工事	コンクリート打設		■	■	■															
	常用洪水吐き・非常用洪水吐きゲート設備		■	■	■															
	管理用橋梁・ゲート操作室					■	■	■												
放流設備	選択取水設備		■	■	■															
	利水放流設備		■	■	■															
	水位低下用放流設備		■	■	■															
管理設備		■	■	■	■	■	■													
国道・県道付替工事		■	■	■	■	■														
試験湛水										■	■	■	■	■	■					
管理移行																			■	

## ・ 事業費管理

### 徳山ダム事業費管理検討会について

- ・ 徳山ダム建設事業においては、徳山ダム事業費管理検討会（検討会5回、幹事会11回）の開催に加えて、徳山ダム建設事業コスト縮減委員会（委員会2回、ワーキング29回）を開催し、さらなる事業費の縮減に努めている。
- ・ 事業費管理検討会での継続協議事項であった「山林公有地化」、「樹林帯」、「貯水池管理用アクセス」については、第5回検討会（平成17年10月7日）において、基本的に了解された。

#### 第5回事業費管理検討会（平成17年10月7日開催）の審議内容

第5回事業費管理検討会において、事業の進捗状況と今後の事業工程、継続協議事項（山林公有地化、樹林帯、貯水池管理用アクセス及び集団移転地文殊地区等の現状報告）、事業用地内の廃棄物、再発防止に向けた機構の取り組み状況及び今後のスケジュール（案）について審議を行った。

審議内容の結果については、以下のとおりである。

##### (1)事業の進捗状況と今後の事業工程について

工事等が順調に進んでいるとの報告を行い、引き続き事業の進捗に努めるとともに、平成19年度徳山ダム完成を厳守するよう要請された。

##### (2)事業費管理について

継続協議事項である「山林公有地化」、「樹林帯」、「貯水池管理用アクセス」について説明を行い、基本的に了解された。

引き続きコスト縮減に努め、コスト縮減幅の精度向上を図るよう要請された。

「集団移転地」及び「事業用地内の廃棄物」について説明を行い、対応策が出た段階で検討会で審議することを確認された。

##### (3)その他

「再発防止に向けた機構の取り組み状況」について説明を行い、引き続き再発防止に向けた機構の取り組みの強化を要請された。



# 山林公有地化事業について

- ・山林公有地化は、徳山ダム建設事業の公共補償として付替町林道を整備することの代替措置として行うものである。
- ・事業の対象範囲は、徳山ダム上流域254km<sup>2</sup>のうち、国有地、県有地、町有地を除く約180km<sup>2</sup>である。
- ・山林公有地化事業の事業主体は、民有山林の取得を岐阜県、取得山林の管理を揖斐川町、これらに要する費用をダム事業費で負担する。近々、岐阜県、揖斐川町及び水資源機構の三者間で山林公有地化事業に関する基本協定を締結する予定である。

## 山林公有地化事業の概要

### 1) 経緯

「徳山ダム上流域公有地化に係る要望」 平成13年2月20日: 揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町村連合

徳山ダム上流域の環境保全のため、流域25市町村(合併により現在は15市町)は県との協働作業で県有地化を進めていく

「徳山ダム上流域の公有地化に関する確認書」 平成13年3月29日

- 1) 公有地化は、岐阜県が行う
- 2) 公有地化に伴い、水没する村林道に代わる道路整備は行わない(整備済みの付替村道西谷線の一部区間を除く)
- 3) 公有地化に伴う山林の取得に要する費用は、水資源機構が負担する
- 4) 公有地化に伴う水源地生態系の保全は、岐阜県、流域25市町村(合併により現在は15市町)及び水資源機構が協働して行う

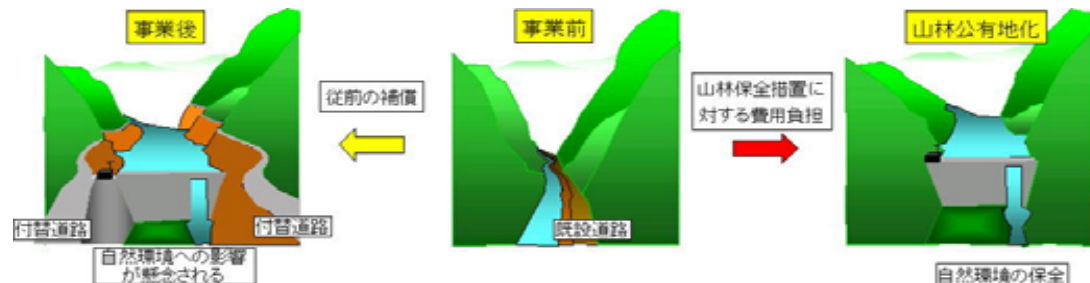
「公共補償協定書の一部を変更する協定書」 平成13年3月29日

付替道路の基本計画の変更

- ・水没する村林道に代わる道路整備は、施工済みの村道西谷線の一部のみとする

「ダム周辺山林保全措置に対する費用負担制度」を適用。

平成12年度に建設省が創設した制度。  
ダムで水没する道路の付替えに代え、地元地方公共団体等がダムの周辺山林の取得及び当該山林管理のための施設整備を行う場合に、ダム事業者が付替道路整備費の範囲内で、その費用の一部又は全部を負担する制度。

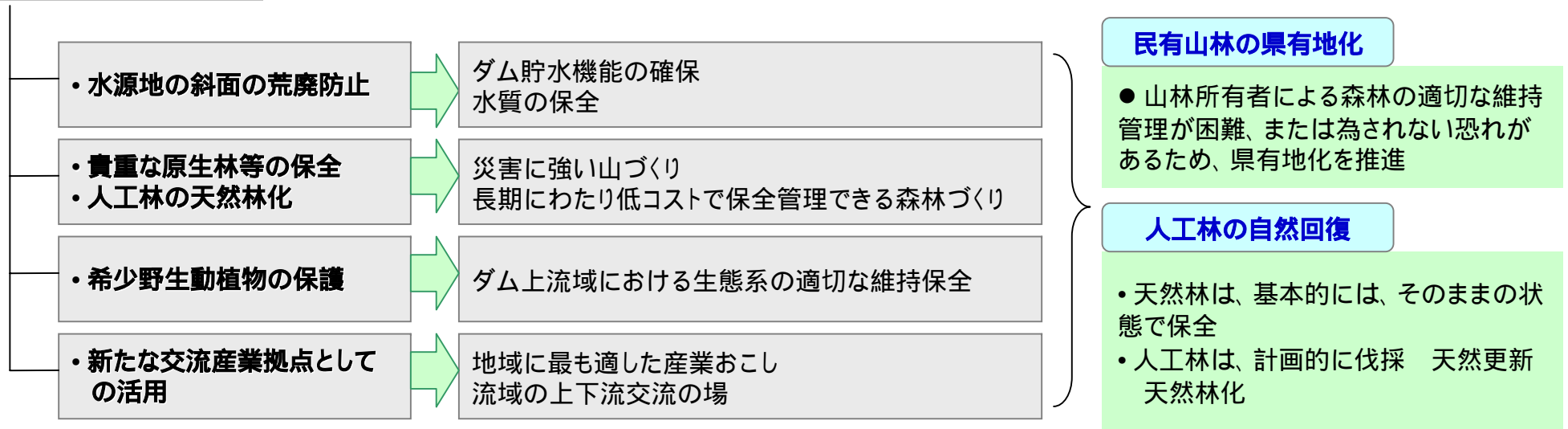


## 事業の内容

### 1) 岐阜県が公有地化事業を行う目的

徳山ダム上流域における水源地の斜面の荒廃防止、  
良好な自然環境の保全・創出及び新たな交流拠点としての活用等

#### 公有地化の4つの視点



## 2) 公有地化事業の範囲

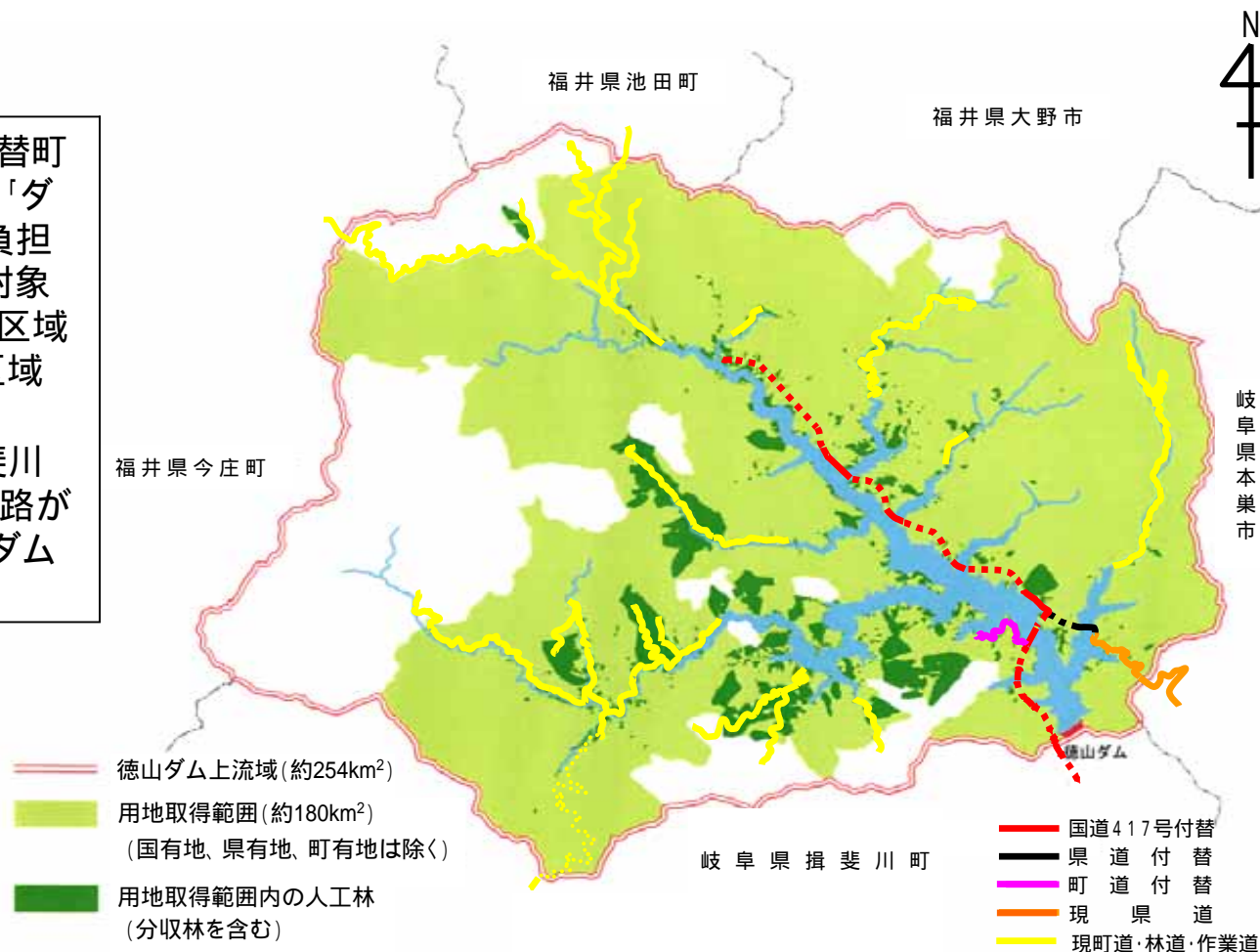
徳山ダム上流域 = 約254km<sup>2</sup>

国有地、県有地、町有地は除く

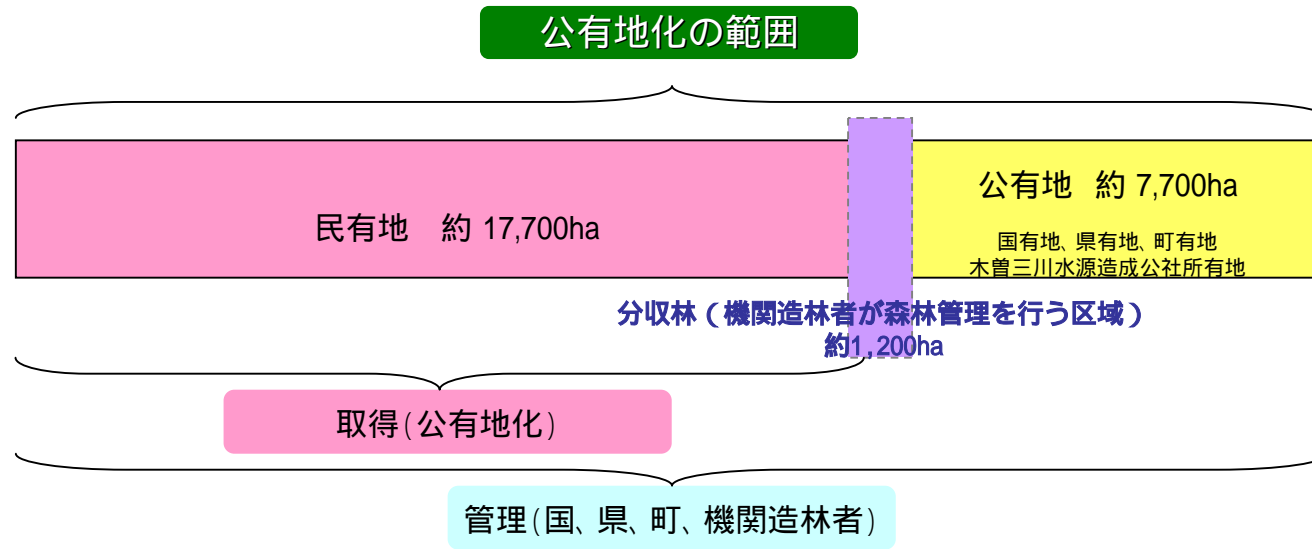
取得対象山林の面積 = 約180km<sup>2</sup>

山林公有地化は、公共補償として付替町林道を整備することの代替措置として、「ダム周辺の山林保全措置に対する費用負担制度」を適用して行うものであり、その対象は公共補償を不要とするために必要な区域（既存道路の機能の及ぶ範囲の森林区域等）とされている。

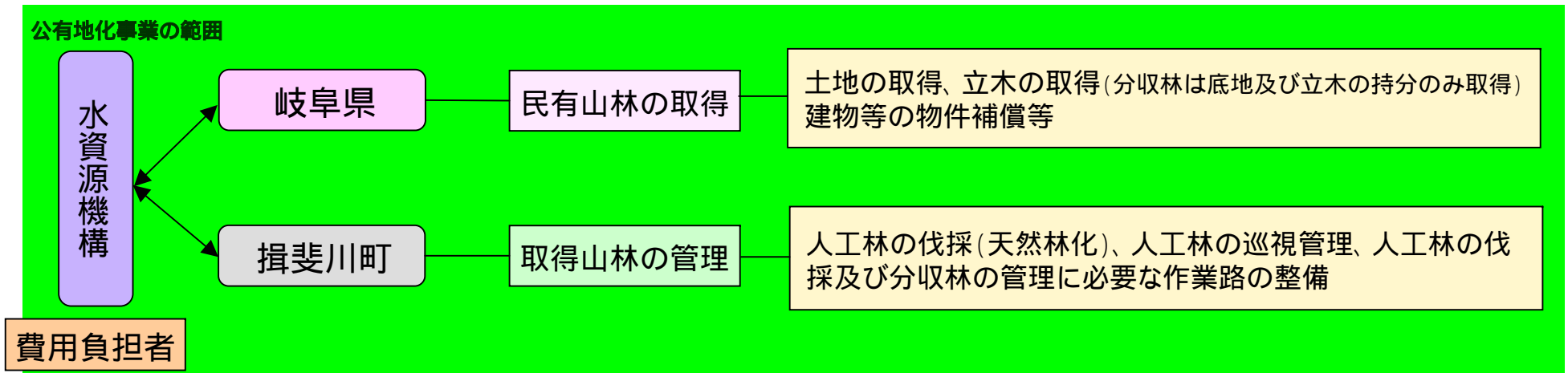
徳山ダム流域には、福井県及び揖斐川町の流域境まで整備されている既存道路があり、その機能の及ぶ範囲である徳山ダム上流域が山林公有地化の対象となる。



### 3) 公有地化事業の区分



### 4) 公有地化事業の主体



# 樹林帯について

- ・ 樹林帯は、貯水池周辺の土地の荒廃に起因する貯水池内への大量の土砂流入や濁水発生を抑制することを目的に設置するものである。
- ・ 徳山ダムの樹林帯区域の考え方については、
  - (1)貯水池湖岸の斜面方向は、EL.403mからEL.423mの範囲を基本とし、沢部等の緩傾斜部については、概ね50m以内の土地とする。
  - (2)貯水池の湖周方向については、土砂流入や濁水の発生が微少と考えられる区域を除く区間とする。
- ・ 樹林帯は、裸地、針葉樹林、広葉樹林等の林層に応じ、下草刈り、植栽等の整備管理を行っていく。

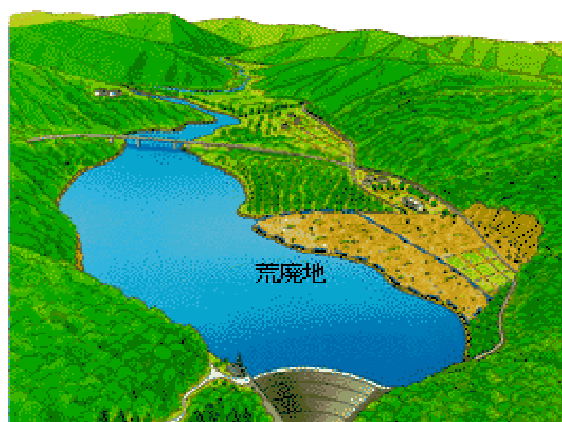
## 樹林帯制度導入の概要

平成9年に河川法が改正され、新たに「樹林帯制度」が創設。

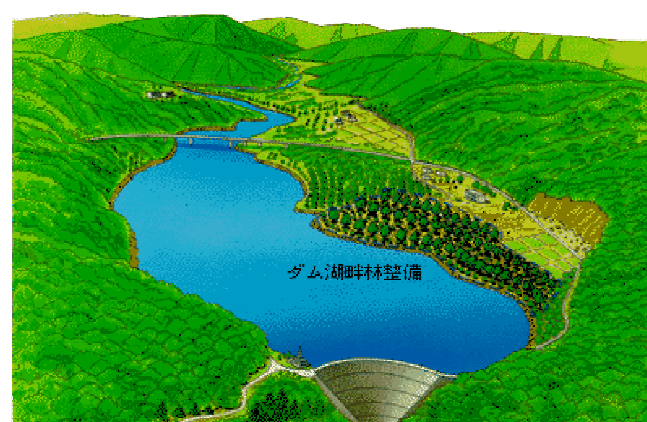
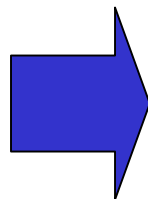
堤防又はダム貯水池に沿って帯状の樹林(湖畔林)を整備し、ダム貯水池の治水又は利水上の機能を維持増進する効果を有するもの。

樹林帯は河川区域・保安林に指定。

この制度を適用して徳山ダム貯水池周辺に樹林帯を整備し河川管理施設として保全。



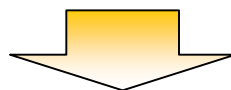
整備前



整備後

## 樹林帯の目的

- ・貯水池周辺の荒廃地から、貯水池内への { 濁水流入の防止(貯留水の汚濁抑制)  
土砂流入の防止(貯水池堆砂進行の抑制)

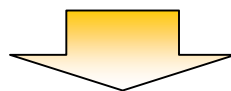


樹林帯を整備することにより

生物の生息・生育環境の向上  
ダム貯水池周辺の自然環境保全にも寄与

## 徳山ダムにおける樹林帯の必要性

- ・徳山ダムは貯水池周辺は荒廃地や断層・崖錐堆積物が広く分布  
(放置すれば確実に荒廃地化が進行)
- ・陸路で直接的に、貯水池内への土砂の流入等の監視や抑制が困難
- ・生態系保全施策の展開や自然保護の観点から土木構造物等の設置の回避

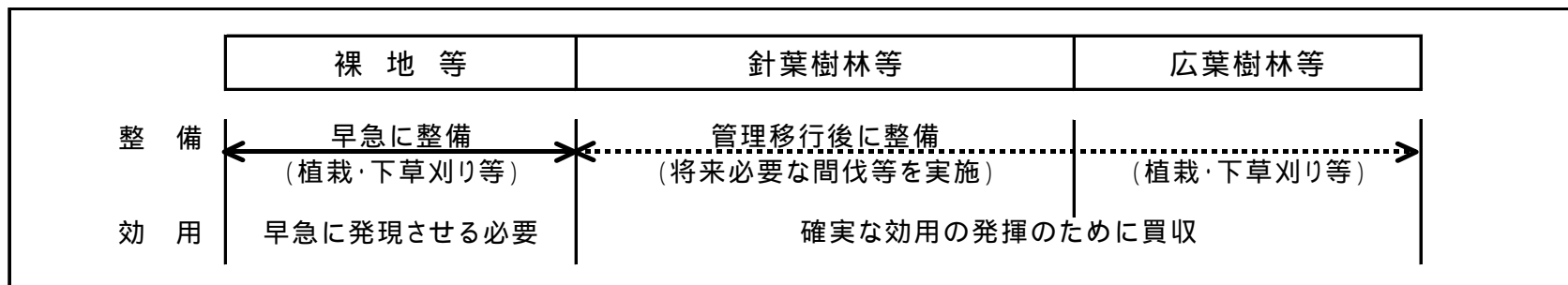


従って、貯水池周辺の土地の荒廃に起因する貯水池内への  
大量の土砂流入や濁水発生を抑制するため樹林帯を設置

# 整備及び管理方針

## 樹林帯における整備及び管理

- (1) 針葉樹林は、早い段階からつる刈り、間伐を実施 ➡ 針広混交林へ誘導
- (2) 針葉樹林の伐採跡地は、植栽、下草刈りを実施
- (3) 広葉樹林は、草刈り、植栽、補植(枯損部)を実施 ➡ 健全な森林へ誘導
- (4) 針広混交林は、自然の遷移機能を優先し、人的活動は実施しない
- (5) 草地は、高木性広葉樹の植栽、下草刈り、つる刈りを実施
- (6) 崩落地は、フトンカゴによる土砂流出防止工を実施 ➡ 植生の自然進入が可能
- (7) 農地および宅地の跡地は、高木性広葉樹苗木の植栽、下草刈りの実施



伐採跡地



下草刈り



植栽

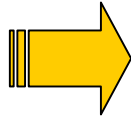


## 貯水池管理用アクセスについて

- ・徳山ダム貯水池の適切な管理のため、船舶も活用した貯水池管理用アクセスを整備する。
- ・上開田へのアクセスは、上開田に設置予定の貯木場への流木の運搬や貯水池斜面監視を行うために、既存の付替町道から延伸させた管理用道路とする。
- ・門入へのアクセスは、ダム貯水池を適正に管理するために必要な水文観測設備の維持管理を行う目的で下開田から戸入までを船舶、戸入から門入までの間は管理用道路とする。
- ・これら、アクセスの整備にあたっては、水文観測設備等の点検・補修のほか、管理用道路、貯水池斜面等の災害時の復旧対応を行うため、重機やトラック等の運搬が可能なアクセスとする。

### 上開田及び門入へのアクセスの必要性

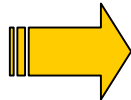
上開田へのアクセス  
の必要性



#### 1. 貯木場(流木仮置場)

ダム貯水池内に流れ込む流木等により放流設備(選択取水設備)を良好な状態で保つために流木等を撤去する必要がある。撤去した流木等は一般廃棄物として処理することが定められており、撤去した流木等を一旦仮置きし、乾燥させる設備である。

門入へのアクセス  
の必要性

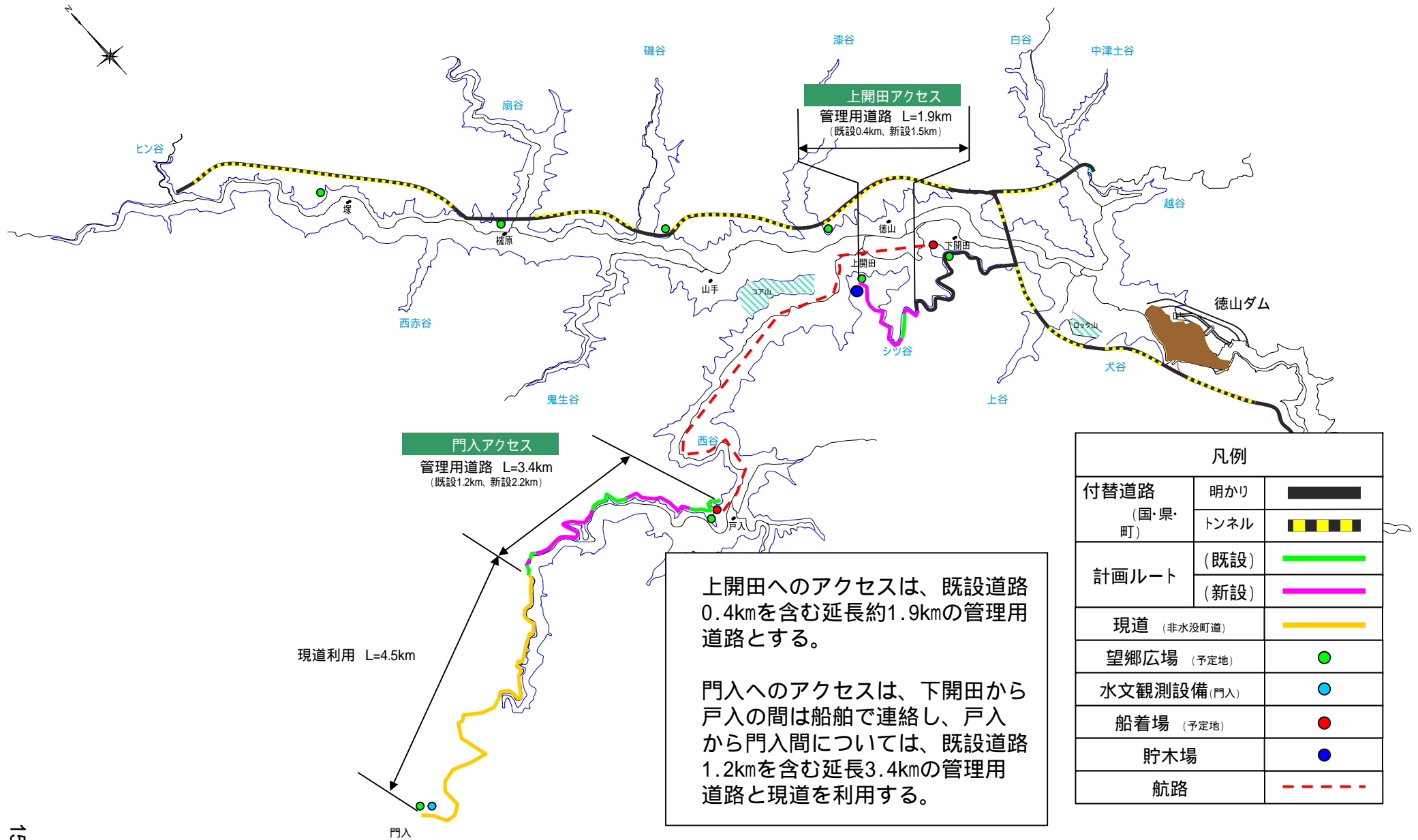


#### 1. 水文観測設備の維持管理

ダム貯水池を適正に管理するために必要な設備で、河川法で義務づけられている。門入には、雨量、水質、水位及び微小地震観測設備を設置する。



# 貯水池管理用アクセス



# ・ 集団移転地文殊地区等について

## 集団移転地文殊地区地盤沈下対策部外の現状報告

第 9 回文殊団地住民説明会以降、水資源機構からは住民の方々に対して建物などの補修を提案しており、住民の方々からは宅地地盤の埋戻し部における土の入替えの要望が出されている。

水資源機構としては、1 日も早い問題解決に向けて、機構の対応方針を住民の方々にご了解いただけるよう誠意をもって協議を継続している。

### 1) 住民説明会の開催状況

平成16年12月27日：第 9 回文殊団地住民説明会の開催（検討会報告書のまとめの配布・説明）

平成17年 1 月26日：第 1 0 回文殊団地住民説明会の開催（機構の方針の説明）

平成17年 2 月25日：第 1 1 回文殊団地住民説明会の開催（         "         ）

平成17年 3 月11日：第 1 2 回文殊団地住民説明会の開催（         "         ）

平成17年 4 月22日：第 1 3 回文殊団地住民説明会の開催（         "         ）

### 2) 文殊団地自治会長、文殊団地宅地問題対策協議会長との協議状況

平成17年 2 月 4 日～平成17年10月 3 日にかけて、検討会報告書説明会の提案、機構の対応方針の説明等、両会長との協議を計 2 2 回継続実施している。

### 3) 住民の方々による文殊団地内公園の掘削調査

- ・平成17年7月24日(日)住民の方々が、文殊団地内公園の地盤の掘削調査を実施したところ、団地内公園の地盤の地表から約2~3mの深さの部分から、根株、木片、瓶、コンクリートブロック等の混入物が確認された。なお、この掘削調査には、機構職員も立ち会い現地確認した。
- ・根株、木片等の体積の経時変化が想定される混入物の体積 約1m<sup>3</sup> (目視による推定)  
〔目視による推定掘削土量約170m<sup>3</sup>に対して約0.6%〕



団地内公園の掘削箇所3カ所で確認された混入物

### 4) 本巢市の対応

- ・文殊団地宅地問題対策協議会は、文殊団地内公園の掘削調査の結果を踏まえ、問題解決への協力を要請する陳情書を7月29日に本巢市へ提出した。
- ・本巢市は、この陳情書をうけて、8月10日に徳山ダム建設所長、8月18日に水資源機構理事長及び中部支社長あて要望書(移転住民の1日も早い安心した生活環境の整備を図ることを強く望む)を提出した。

## 5) 根株等の混入物の地盤への混入原因について

- ・ 機構は、文殊地区の宅地造成工事を請け負った施工業者に対して、地盤中から確認された混入物の混入原因を調査し報告するよう8月1日に依頼した。
- ・ 施工業者は、当時の社員及び協力業者の従業員からの聞き取り調査結果を含む調査報告書を9月26日に機構あて提出した。なお、機構は、施工業者の調査の実施にあたり、宅地造成工事を当時担当した機構監督職員を立会わせて施工業者の聞き取りを行っている。

### 〔施工業者の調査報告書概要(抜粋)〕

#### 根株・木片について

- ・ 宅地造成工事の中で、公園敷地横の山を切崩した際に発生した根株・木片は、造成中の団地内公園部に一時集積後、資材置き場へ搬出し、焼却処分を行った。
- ・ ただし、公園用地内に集積した根株・木片の一部が、地盤内に混入した可能性は否定できない。

#### コンクリートブロックについて

- ・ 宅地造成工事で使用したブロックのうち、不要となった材料を造成中の団地内公園部に一時集積後、資材置き場へ搬出した。
- ・ ただし、公園用地内に集積したブロックの一部が、地盤内に混入した可能性は否定できない。

#### 生活ゴミについて

- ・ 宅地造成工事着手前は、施工用地内に生活ゴミが散乱していた。
- ・ 工事実施にあたり、生活ゴミ等については集積し、資材置き場へ搬出したが、一部取り残しが有った可能性は否定できない。

なお、これら調査結果に合わせて、施工業者からは、本件に関して道義的責任の中で協議の上、対応していきたい

旨の意見が示されている。

## 6) 文殊地区地盤沈下対策部外における宅地地盤の技術的評価及び住民の方々による掘削調査結果を踏まえた見解

- ・ 文殊地区地盤沈下対策部外については、「集団移転地文殊地区の宅地地盤に関する検討会」が既往調査データをもとに解析、検討し、宅地地盤の工学的な評価を平成16年12月27日に報告書としてとりまとめた。
- ・ 機構は、7月24日の住民の方々による団地内公園の掘削調査の状況及び宅地造成工事の施工業者による調査報告書を検討会委員(若命座長)に報告し、今回の経緯を踏まえ、検討会委員から見解をいただいた。

文殊地区地盤沈下対策部外の宅地地盤の工学的な評価:(検討会報告書の抜粋)

- ・ 当該宅地地盤の地耐力は30KN/m<sup>2</sup>以上あり、戸建て住宅を建設するにあたり問題が生じる地盤とは言えない。
- ・ 機構が平成15年に実施した宅地内のトレンチ調査結果(宅地地盤の8カ所中6カ所から木片、コンクリートブロック等を確認)を含む既往データに基づき検討した結果、地盤沈下対策部外の宅地地盤については、地盤中の大きな岩塊等の周辺の土が十分に締め固められないことに起因して局部的に地耐力が低下し、不同沈下現象が発生し、建物等の損傷を生じたと推定される。
- ・ 当宅地地盤は、局部的に変状は生じているが、宅地地盤として求められている地耐力と沈下量は許容範囲内に収まっており、また今後も大きな変状を生じる可能性は極めて低く、建物を補修することにより住宅としての性能を確保することが出来る。

掘削調査結果を踏まえた検討会委員の見解

- ・ 今回、団地内公園の掘削により確認された根株、木片等(体積の経時変化が想定される混入物)の掘削土量に対する割合は、約0.6%であり、仮に根株や木片等の体積が今後、減少を生じたとしても、沈下に及ぼす影響は小さい。

## 7) 水資源機構の対応方針

機構は、これまでの検討会の検討・評価、住民の方々による団地内公園の掘削調査、施工業者による調査報告書、検討会委員による見解を総合的に踏まえ、地盤沈下対策部外について、これまでどおり、「建物等の補修」を実施させていただくよう、誠意をもって住民の方々と協議していくこととしている。

### 〔機構の対応方針〕

これまでの検討会の検討・評価、住民の方々による団地内公園の掘削調査、施工業者による調査報告書、検討会委員による見解を総合的に踏まえ、機構としては、文殊地区地盤沈下対策部外について、これまでどおり、以下の対応を行う。

- (1)補修工事の実施にあたり、損傷の申し出のあるお宅について、事前に建物などの調査を行い、専門家により、建物と地盤との関係を分析したうえで、地盤が原因とみられる損傷について、補修方法を検討し、所有者の方と補修方法について相談する。
- (2)補修方法について所有者の方の了解が得られた後に、機構は補修工事を実施する。
- (3)初回の補修工事実施後に、新たに損傷が発見された場合、10年間は、上記と同様の対応を実施する。
- (4)以上を、誠意を持って住民の方々に十分に説明し、ご理解を得て参りたい。

# 集団移転地網代地区の現状報告

集団移転地網代地区について、建物等（家屋、外構等）の不具合の状況と宅地地盤の関係を把握するため、「集団移転地文殊地区の宅地地盤に関する検討会」委員の指導・助言を得つつ、以下の進め方に従って、住民説明会及び建物等の不具合の状況の現地確認調査を実施してきた。

今後、レベル調査、必要に応じた対策の実施を順次行っていくこととしている。

網代地区（徳山団地）の住民説明会（4月20日）

- ・ 経緯の説明
- ・ 今後の対応についての説明
- ・ 建物等の不具合の状況アンケート調査の実施依頼



集団移転地網代地区

アンケート調査用紙の回収整理（5月連休明け）

- ・ 機構職員によるアンケート調査用紙の回収整理

建物等の不具合の状況の現地確認調査

- ・ アンケート調査結果をもとに、調査対象家屋85戸について、8月9日までに調査終了



家屋調査



家屋基礎のレベル調査

家屋基礎のレベル調査

- ・ 調査対象家屋85戸について、家屋基礎のレベル調査（基礎の傾き調査）を9月26日より、実施

原因の究明等

- ・ 検討会委員の指導・助言のもと、及び既往データをもとに原因の究明を行い、その結果に応じて対策の必要性及び対策内容の検討

## ・徳山ダム事業用地内の廃棄物について

- ・平成14年7月、揖斐川支川白谷において旧徳山村廃棄物処理場の廃棄物の露出を確認し、現在、廃棄物の撤去作業中。
- ・平成17年4月、揖斐川本川左岸の本郷地区において廃棄物の露出を確認し、現在、埋設状況および土壌の汚染状況を調査中。
- ・他に同様な埋設箇所がないか旧徳山村住民に聞き取り調査を実施した結果、現時点において事業用地内に新たに数カ所の廃棄物の埋設箇所を確認。
- ・新たに判明した廃棄物埋設箇所の調査手法、影響評価および対応方針等については、学識経験者からなる検討委員会を設置し、委員会の指導・助言をいただいて平成18年秋の試験湛水開始までに対応を完了することとしている。

### 聞き取り調査フロー

- ・旧徳山村関係者聞き取り調査
- ・航空写真(S61)による判読
- ・旧徳山村関係者に再確認(実施中)
- ・埋設箇所特定(未了)

白谷地区（露出状況及び撤去状況）



本郷地区（露出状況）





## 委員会の設置について

- ・新たに判明した埋設廃棄物の調査の手法、影響評価、対応方針等について指導・助言を頂くため、学識経験者からなる「徳山ダム廃棄物処理検討委員会」を設置する。
- ・同委員会において、年度内を目処に対応方針について審議して頂き、その対応方針に従い、平成18年秋の試験湛水開始までに対応を完了することとしている。

### 1) 委員会の進め方(案)

	審議事項
第1回(H17.10)	・現地視察、経緯・状況の説明、調査手法の審議、検討会の進め方
第2回(H18.1)	・調査結果の説明、影響評価、対応方針の検討
第3回(H18.3)	・処理方法の検討
↓	・対応(処理工事等)の実施
第4回(H18.8)	・対応(処理工事等)の結果報告、処理終了確認

## 保安林の無許可伐採の復旧について

- ・本年7月に明らかとなった保安林の無許可伐採案件については、全12件中10件の復旧対策を完了した。
- ・今回の事例を踏まえ、森林法のみならず、その他の法律(砂防法、河川法、道路法等)についても総点検を行い、是正措置を行うとともに、再発防止策の徹底を図っている。

### 経緯

- ・平成16年12月 国道付替工事において用地境界外及び保安林に対する許可範囲外の伐採を確認
- ・平成17年 6月 復旧工事を完了
- ・平成17年 6月 取付道路工事の法面崩落発生  
現地測量の結果、崩落の範囲・立木の伐採範囲が用地境界、保安林内作業許可を受けている範囲を超えていることを確認
- ・平成17年 6月 保安林内作業許可を受けている全28件および既伐採箇所に対する保安林内作業許可状況の総点検を実施  
【点検結果】  
許可範囲外伐採5箇所、未申請伐採7箇所を確認
- ・平成17年 7月 計12箇所の内容について記者発表
- ・平成17年 7月 西濃地域農山村整備事務所長から徳山ダム建設所長に対し、文書による復旧命令

## 復旧命令に対する対応

・復旧工事については、平成17年9月末までに全12箇所中、10箇所について、西濃地域農山村整備事務所の完了確認を終えたところであり、残る2箇所について、平成17年12月20日までに完了確認を終えるべく、現在、復旧工事の準備中である。



## 再発防止対策

諸法令に対する学習会の実施

工事発注前の関係各課による発注会議の開催

工事発注時のチェックシートの活用

施工中の工事監督の強化

## 処分

水資源機構職員に対する処分

・徳山ダム建設所の前所長および現所長に対する訓告処分

施工業者に対する処分

・違法伐採を行った請負業者3社に対して事後の是正措置の指示と1ヶ月間の指名停止処分

## その他法令の総点検

・その他法令(河川法、砂防法、道路法、自然公園法等)についても総点検を実施し、必要な申請手続き等について、岐阜県揖斐建設事務所等の関係機関と協議の上、是正を実施済み。

# 再発防止に向けた機構の取組み

## 職員の意識の再徹底

### 全国所長会議の開催（17.4.11）、理事長から再発防止の徹底

- ・ 全国所長会議において、理事長から、今後、機構一体として現場の悩みを共有するとともに、法令等に従って毅然とした態度を貫くべき旨所長等に徹底。

### 研修、会議等を活用した再発防止の徹底

- ・ 以下の用地担当管理職会議、各管内用地担当者会議、管理職研修等の機会を捉えて、今回の事例をもとに議論を深め、職員の意識改革を図っている。

全国用地担当管理職会議（17.5.11）

管理職研修（17.5.12、6.9、6.23、10.14予定）

関東管内用地担当者会議（17.6.29）

中部管内用地担当者会議（17.7.8）

九州管内用地担当者会議（17.7.21～22）

関西管内用地担当者会議（17.9.8）

四国管内用地担当者会議（17.9.9）

技術上級研修（17.9.29）

## 適正かつ透明性の高い組織・業務運営の強化

### 理事による事業所のヒアリングの継続的实施

現場が抱える課題について、本社・支社と事業所が一体となって対処するため、今後継続的に、理事が現場に出向いてこれらの課題についてのヒアリングを実施し、機構全体で課題の共有化を図る。

(本年2月に理事による全事業所の総点検を実施。今年度は10月～11月に実施予定。)

徳山ダム建設事業については、本社・支社・徳山ダム建設事業所により構成される「定例会」を開催しているところであり、徳山ダム建設事業所が抱える課題について機構全体で一体的に取り組んでいる。

用地交渉の課題については、用地部に相談窓口として担当審議役を新たに設置して、難航案件の現状を調査し、機構全体で課題の共有化を図っている。また、各現場から定期的に経過報告を受け、用地部と各現場が一体となって解決にあたっている。

### 倫理懇談会の設置

- ・ 法令、内部規則、社会規範等に従った適正かつ透明性の高い組織・業務運営について、外部有識者からの助言、意見等をいただくことを目的に「倫理懇談会」を設置。17.6.24に第1回開催。

### 対応事例集の作成等

- ・ これまで機構（公団）が不当な要求に対し、裁判等の法的手段により対応した事例等を記載した「対応事例集」を作成し、社内LANの「全社掲示板」に掲載する等により全職員への周知を図っていると同時に、管理職研修（17.5.12、6.9）、全国管理所長等会議（17.6.15）等により趣旨の徹底を図っている。

### 本件工事に係る契約締結及び履行に関する監査法人による調査の実施

- ・ 本件工事の契約締結及び履行が基準に沿って行われているかどうかの再検証を目的として、監査法人に調査を委託し、調査の結果について報告を受けたところである。この調査結果を踏まえて再検証したところ、これら工事の出来高確認や設計書及び仕様書の作成について、工事を施工する共同企業体に配慮して行うような不適切な事実は見受けられなかった。

# 徳山ダム建設事業 ダム工事に係る契約締結及び履行に関する調査結果報告

## 1. ダム工事に係る契約締結及び履行に関する調査の実施について

徳山ダム建設事業の土地の取得等に関する監査結果等を受けて、徳山ダム建設事業のダム工事の契約締結及び履行について、当機構として本年1月から3月に職員からの聞き取り等を実施したところ、これら工事の出来高確認や設計書及び仕様書の作成について、工事を施工する共同企業体に配慮して行うような不適切な事実はなかったとの結果を得ているところであるが、さらに、第三者である監査法人に対し、これら工事の契約締結から履行に至る過程の再検証を目的に、調査( )を委託した。

<これまでの公表経緯>

平成17年1月18日 「徳山ダム建設事業に係る土地の取得等に関する監査結果」を公表

平成17年3月30日 「徳山ダム建設事業の点検に関する報告」を公表

( )調査対象工事

徳山ダム堤体建設二期工事(当初契約、第1回及び第2回変更契約) : 1月18日公表の監査結果に係る工事

徳山ダム国道417号付替6号橋基礎工工事(当初契約、第1回～第5回変更契約) : 3月30日公表の報告に係る工事

## 2. 監査法人による調査の実施について

当機構は、調査対象工事の契約締結及び履行に係る手続き及び関係書類が、規程類あるいは積算基準図書に定められた基準に基づいて実施あるいは作成されているかどうか再検証することを目的として、第三者であるあずさ監査法人に対し調査( )を委託し、今般、調査結果の報告を受けたところである。

( ) 本調査は「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針(公開草案) 日本公認会計士協会」に記されている「合意された手続」に準拠した調査

### 3. 調査結果を踏まえた当機構の判断について

当機構として、あずさ監査法人の報告を踏まえて再検証したところ、これら工事の出来高確認や設計書及び仕様書の作成について、工事を施工する共同企業体に配慮して行うような不適切な事実は見受けられなかった。

なお、本報告書は、所要の手続きを経た上で、速やかに公表することとしている。

(参考1) 契約書 第9条(報告書に関する制限)の(3)

(3) 本報告書は、甲の社内利用目的のみを目的として作成されたものであり、いかなる場合であっても、乙の指定する事前の書面による同意なく、第三者(調査対象工事請負業者も含む)に対して、または別の利用目的のために、本報告書(全部または一部を問わず)開示・引用・言及・または配布してはならないものとする。

(参考2) あずさ監査法人から受理した調査結果の報告書は、「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針(公開草案 日本公認会計士協会)14. 合意された手続」に準拠し、あらかじめ合意された手続の実施と発見のみについて記載されたものである。

「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針 公開草案 日本公認会計士協会 - 抜粋 - 」

#### 14. 合意された手続

##### (1) 目的

合意された手続の目的は、公認会計士等が業務依頼者との間で合意された手続を実施し、その実施結果を報告することである。公認会計士等の報告は、合意された手続の実施結果の事実に関してのみ行われ、いかなる結論も表明しない。このため、利用者は公認会計士等から報告された手続及び実施結果に基づき、自らの責任で結論を導くことが予定されている。また、実施結果報告書は、実施すべき合意された手続の関係者のみにその配付が限定される。それは、これらの手続が採用された背景を知らない者は、実施結果について誤った理解をする可能性があるからである。

# 揖斐川水源地域ビジョン策定会議について

- ・ 徳山ダム上流域を核とする揖斐川水源地域の自立的、持続的な活性化を図るための「揖斐川水源地域ビジョン」(仮称)を策定することを目的として、「揖斐川水源地域ビジョン策定会議」を設置。
- ・ 第1回策定会議については、平成17年10月7日実施。

## 1) 策定会議の構成

分類	区分	氏名	所属
学識等委員	野生生物管理	安藤 辰夫	自然学総合研究所 副所長
	水域環境	葛葉 泰久	三重大学生物資源部 教授
	水性生物生態	佐藤 正孝	名古屋女子大学 名誉教授
	文化・環境	下垣 真希	ソプラノ歌手・金城学院大学 講師
	地域計画	重網 伯明	シルバー総合研究所 理事
	河川工学	高木 不折	名古屋大学 名誉教授
	森林保全	戸松 修	岐阜大学応用生物科学部 教授
	鳥類生態	中村 浩志	信州大学教育学部 教授
	都市計画	水尾 衣里	名城大学人間学部 助教授
産業等委員	経済団体	大野 睦彦	社団法人中部経済連合会 常務理事
	関連地元事業者	田中 正敏	揖斐郡森林組合 組合長
		三輪 幸恵	財団法人ふじはし 理事長
	市民活動	渡辺 信行	NPO揖斐環境レンジャー 理事長
行政等委員	流域市町代表	小川 敏	大垣市 市長
	関係地方公共団体	遠山 周二	名古屋市上下水道局 技術本部長
		渡邊 俊司	愛知県企画振興部 部長
		浦中 素史	三重県地域振興部 部長
	林野庁	加藤 元之	中部森林管理局岐阜森林管理署 署長
事務局委員	国土交通省	細見 寛	中部地方整備局河川部 部長
	地元地方公共団体	奥田 邦夫	岐阜県建設管理局 局長
		宗宮 孝生	揖斐川町 町長
	ダム事業者	井手 義博	独立行政法人水資源機構中部支社 支社長



## 2) 第1回策定会議(平成17年10月7日)の審議概要

- (1) 設立の趣意について原案のとおり了解を得られた。
- (2) 規約について、原案のとおり了解を得られた。
- (3) 座長として、高木委員が選出された。
- (4) 徳山ダム建設事業の概況について報告した。
- (5) ビジョンの考え方について各委員から意見を頂いた。
- (6) 今後のスケジュールについて確認された。

## 3) 各委員からの主なご意見

- ・山林公有地化の意義やダムの役割を下流の市民にPRすることが不可欠。
- ・中部全体を見据えたポジティブで挑戦的な考え方が必要。
- ・中部圏を視野に入れたダイナミックな水利用を考える機会とすべき。
- ・目標を伴った実効性のあるアクションプログラムを作ることが重要。
- ・アプローチしやすい形で、自然を創っていくことも必要。
- ・自然を守れと上流にいうだけでなく、「みんなで守る」ということが重要。
- ・自然の管理を継続的していくためには環境教育で子供たちを育てることが重要。
- ・人が自然に入れる場所を確保し、自然を愛する気持ちを育てる100年続くシステムができないか。
- ・子供も大人も研究者も利用できるいろいろなタイプの森林をつくり、「未来への教育の場」とすべき。
- ・水資源やダムの重要性、利水・治水について教育・発信する場としての活用も重要。
- ・森林水文、利水・治水の調査・研究のフィールドとして、日本、世界に貢献することも検討すべき。
- ・保護だけでなく、森林を活用した産業も検討すべき。
- ・交流を考える際、下流だけでなく、北陸等流域外も重要。



# 流域の保全と利活用に向けた「揖斐川水源地域ビジョン」(仮称)づくりの考え方

## 水源地域の総合的な整備と発展

徳山ダム上流域は、希少野生生物をはじめ、豊かな自然環境が残されている一方で、旧徳山村の全村移転により、森林等地域資源の管理者が不在という状況。こうした中、徳山ダムは、完成すれば貯水量日本一となる日本有数の規模となるほか、本邦初の規模の山林公有地化事業を導入するダムとなる予定。このような状況を踏まえ、流域圏の住民共通の財産として、産学官はもとより、NPOや流域住民をはじめ、多様な主体の参加と連携を通じ、豊かな自然環境の保全と、自然環境そのものを生かした利活用を図り、揖斐川流域の発展に貢献することが期待

## 水源地域管理のあり方

### 貴重な自然環境の保全

将来に向けた適正な流域の管理により、残された貴重な自然環境の保全が必要

### 旧徳山村の全村移転への対応

旧徳山村の全村移転、さらに森林所有者の高齢化等により、水源地域私有林の管理能力が減退し、森林の荒廃化が懸念  
水没により失われる山村の歴史文化の継承が困難  
これらへの的確な対応が必要

### 流域圏のつながり

流域が一体となって守っていくべき水源地域として、その管理とともに、自然とのふれあいの場、体験学習の場等としての活用など、より広がりのある圏域の視点が必要

### 流域外とのつながり

山稜をまたいで連続する福井県および滋賀県など周辺地域との自然環境および歴史文化のつながりを発展継承する視点も必要

### 環境問題への関心の高まり

国民や企業の環境問題への関心が高まっており、それぞれが自然環境の保全、地球環境問題に係わる機会を希求

## 基本的な考え方

関係者・関係機関の協力体制の下、ダム完成までの間に、地元地方公共団体とダム事業者等が主体となって、徳山ダム上流域水源地域生態系保全計画等の他と計画と調整しつつ、水源地域ビジョンを策定し、水源地域の自然環境の保全と利活用を推進

### 岐阜県による公有地化事業の推進

- ・私有山林の公有地化
- ・天然林の保全など、適切な森林管理を推進
- ・保全・利活用の舞台の提供

### ビジョンを通じた共有財産としての管理

- ・岐阜県の山林公有地化を機軸と捉え、関係者の参加と連携による水源地域ビジョンづくりを推進
- ・関係機関の協力を得て、揖斐川の流域住民が主役となった保全と利活用のあり方を検討・展開

### 国、三県一市、NPO、関係機関等の参加と連携

#### 実施協力体制

- NPO・地元住民
- 多様な主体の参加と連携による自然環境の保全、利活用の推進
- 三県一市(岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市)
- 岐阜県は、水源地域の公有地化による県有林の自然環境の保全、利活用の推進
- 二県一市の参加と連携による自然環境の保全、利活用の推進
- 揖斐川流域自治体
- 上下流交流を通じた自然環境の保全、利活用の推進
- 国
- 国土交通省
- 総合的な水源地域対策や砂防事業等による流域保全を推進
- 林野庁
- 森林の保全・整備への支援、国有林の管理
- 「越美山地緑の回廊」自然環境の保全、野生生物の移動経路の確保等
- 水資源機構
- ダム及びダム湖や湖岸樹林帯の管理
- ダム管理者としての流域自然環境の保全及び利活用の推進
- 森林管理者
- 森林計画に基づく適切な森林の保全・整備
- 大学・民間企業等
- 流域の保全と利活用に関連した調査研究の推進
- 産官学の連携等による専門家の指導による体験型キャンプなど新スタイルの起業へのチャレンジ

## 保全と利活用のイメージ

### 1 流域の保全

#### 豊かな自然環境の保全・創出

- ・貴重な天然林等の保全
- ・二次林の整備(間伐等)
- ・希少野生動植物の保護 サンクチュアリとしての保全・整備
- ・法規制等による生態系保全 鳥獣保護区、森林計画による機能区分、国有林の保護林等

#### 流域森林の整備

- ・荒廃人工林の天然林化等の森林整備による水源かん養・土砂流出防備等の機能の維持・保全や保安林の整備
- ・ダム湖斜面の荒廃防止 樹林帯制度の導入による整備

### 2 利活用

#### 憩いの場

- ・住民の憩いの場

#### 体験学習の場

- ・自然観察や植林、伐採等森林整備の体験
- ・木工や炭焼きなど地元生活文化の体験
- ・ダム堤体やダム湖等の見学体験 案内施設、資料展示及び湖上(舟)など見学ルートの整備
- ・自然観察や体験学習のエコツアーの開設  
自然観察路、拠点等の整備及び指導・案内人養成

#### 交流の場

- ・上下流交流の場や企業貢献の場

#### 新たな交流産業振興の場

- ・自然環境や優れた景観を活かした地域振興
- ・日本有数のダム湖を生かした従来の開発型ではない新しい発想の交流型産業の起業

#### 調査研究の場

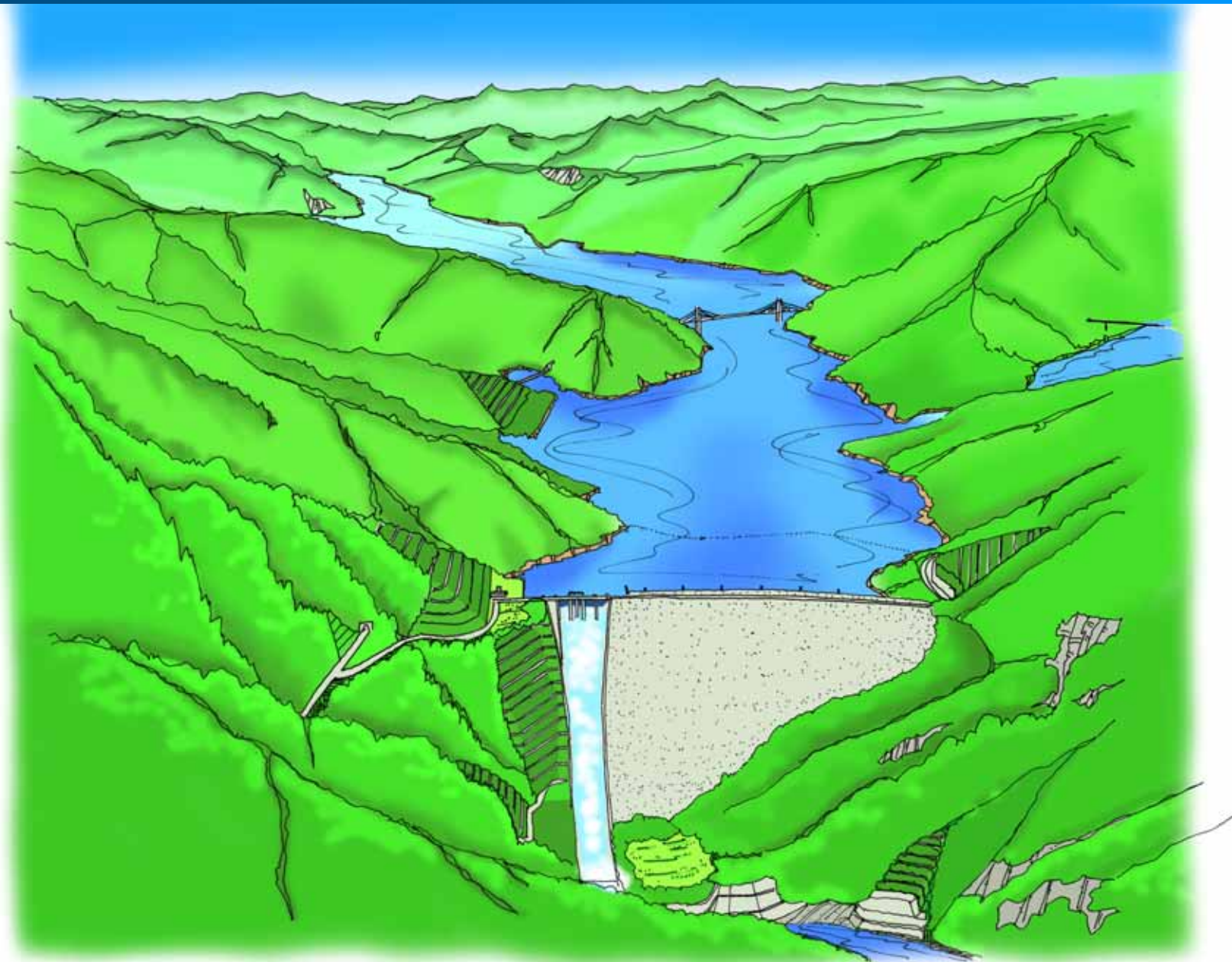
- ・大学等研究者への調査研究の場の提供
- ・先駆的調査研究による流域の自然環境保全

#### 歴史文化継承の場

- ・全村移転した徳山村の歴史文化の継承 保存、移設、記録等
- ・旧村民による生活文化の継承
- ・林業技術や生活文化の体験学習の場

# 徳山ダム上流域の保全と利活用 (ダム全体図)

徳山ダム上流域 保全と利活用のイメージ



# 流域の保全

徳山ダム上流域 保全と利用のイメージ



水辺の生物生息環境の保全



希少野生動物の保護



原生的自然の保護・保全



水辺の生態系の保全



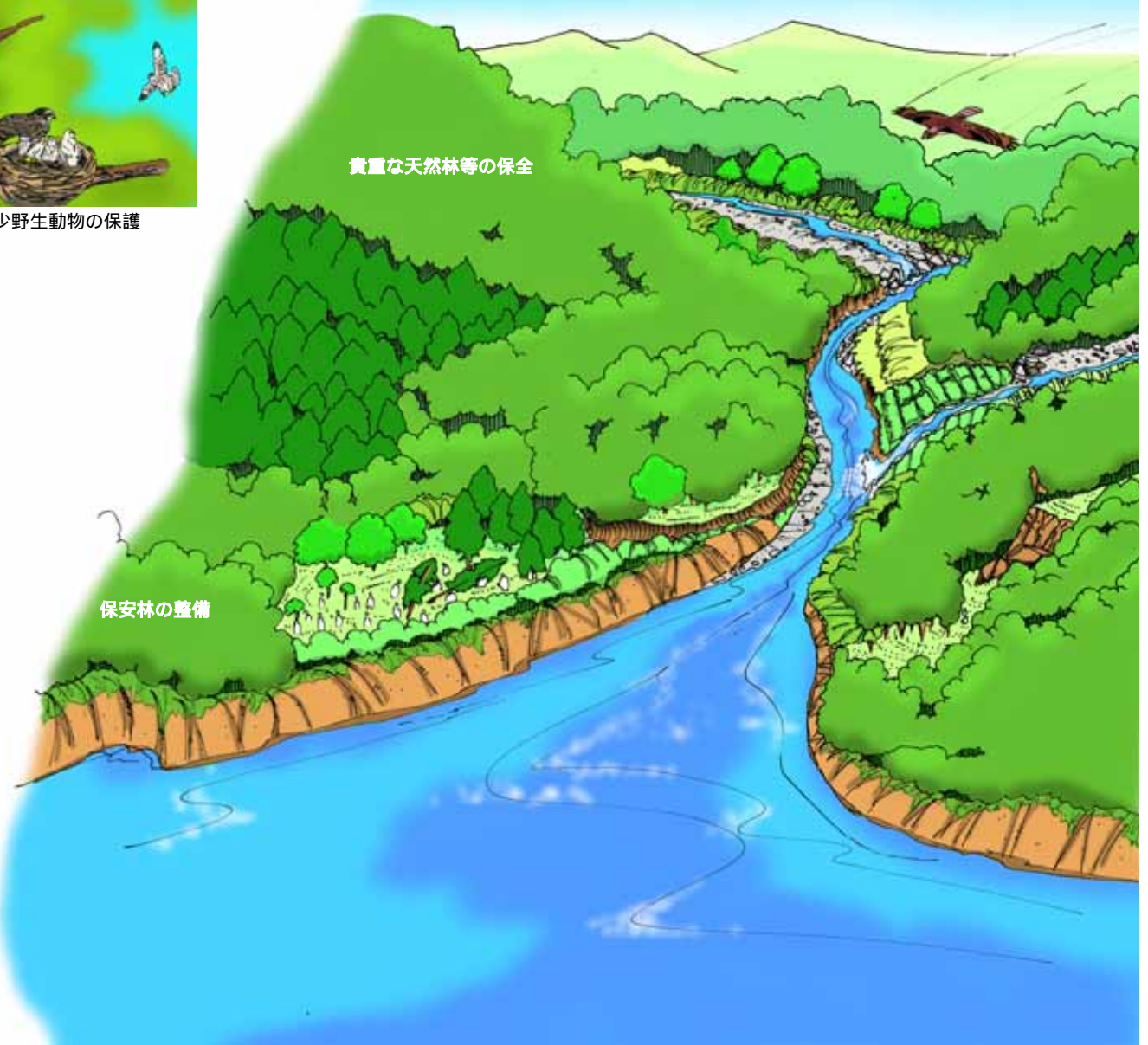
ダム湖斜面の荒廃防止



荒廃人工林の天然林化



生態系の保全（実のなる木の植栽）



貴重な天然林等の保全

保安林の整備

# 利 活 用

徳山ダム上流域 保全と利活用のイメージ



エコツアー・ハイキング



エコツアー（子供の環境学習）



自然観察



安全な水辺での自然観察



炭焼き体験



子供の炭焼き体験学習



植林等の森林管理体験



調査・研究の場の提供

